

災害危険区域の設定について

設定の趣旨

市では、今後、3.11津波と同程度の津波が発生した場合でも、住民の生命や財産を守り、地域全体で減災を目指すため、浸水した区域などを災害危険区域に指定し、住宅などの立地を制限することを検討しています。

必要性

数十年から百数十年に一度の比較的発生頻度の高い津波
⇒ 防潮堤などにより安全が確保

発生頻度が低い、既往最大クラスの津波
⇒ 防潮堤などを乗り越えて浸水

災害危険区域の指定により住宅などの立地制限が必要

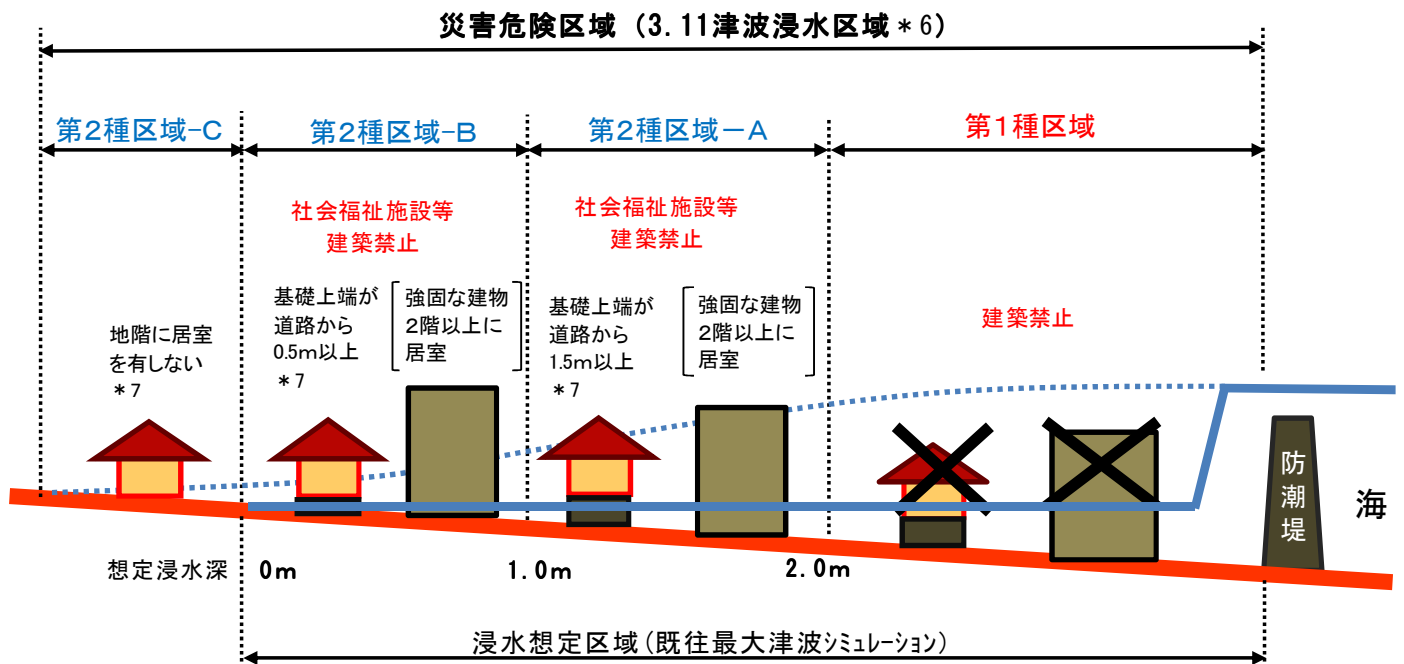
災害危険区域の設定

区 域	想定浸水深	制 限 対 象 施 設	
		住居の用に供する建築物 * 1	社会福祉施設、学校及び医療施設 * 2
第 1 種区域	概ね2.0m以上	建築禁止	建築禁止
第 2 種区域 - A	概ね1.0m以上 2.0m未満	基礎上端の高さが道路から1.5m以上かつ地階(*3)に居室(*4)を有さない建築物は建築可能。1.5m未満の場合、強固な建物(*5)で居室が2階以上の建築物は建築可能	建築禁止
第 2 種区域 - B	概ね1.0m未満	基礎上端の高さが道路から0.5m以上かつ地階(*3)に居室(*4)を有さない建築物は建築可能。0.5m未満の場合、強固な建物(*5)で居室が2階以上の建築物は建築可能	建築禁止
第 2 種区域 - C	—	地階(*3)に居室(*4)を有さない建築物は建築可能	地階(*3)に居室(*4)を有さない建築物は建築可能

* 居室等が予想浸水面以上で、構造耐力上及び避難上安全な構造と市長が認め許可した建築物は、建築することができます。

1. 市長は、災害危険区域の指定及び種別区分を定めたときは、その旨及びその区域を告示します。
2. 第1種区域、第2種区域－A及び第2種区域－Bの区域において、災害危険区域の指定告示日に現に存する建築物の増築（増築後の床面積の合計が指定告示日における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。）又は改築（全部を除く。）する場合は、建築制限の適用を除外します。ただし、地階の居室の増築、改築はこの限りではありません。
3. 建築物が、災害危険区域の内外にわたる場合は、その全部について災害危険区域の建築制限を適用します。
4. 建築物が、異なる種別の災害危険区域にわたる場合は、制限内容の厳しい種別の建築制限を適用します。
5. 災害危険区域の指定及び建築の禁止・制限については、災害防止上必要な施設の整備状況に応じ、その効果について検討を加え、必要がある場合は見直しを行います。

災害危険区域の設定イメージ



用語の解説

- *1 住居の用に供する建築物とは、専用住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿及び寮をいいます。
- *2 社会福祉施設、学校及び医療施設とは、津波防災地域づくりに関する法律施行令第21条に規定する施設をいいます。
- *3 地階とは、床面から天井高の1/3以上の高さが地盤面下にある階をいいます。
- *4 居室とは、居住、作業、娯楽等に続けて使う室をいいます。居間、寝室、応接室、台所等を含み、浴室、便所、物置等は居室ではありません。
- *5 強固な建物とは、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の建築物をいいます。
- *6 浸水想定区域が、3.11津波浸水区域より大きい場合は、浸水想定区域とします。
- *7 木造、鉄筋コンクリート造等の建築物の構造は問いません。